

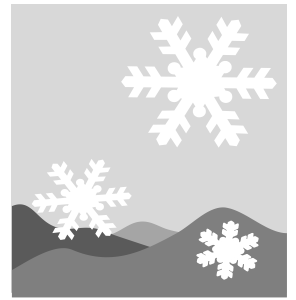


取り戻そう！ 今こそ議会を 市民の手に

し お み

# 塩見まきこ

市議会ニュースレター



2010年冬号

発行責任者:塩見牧子 〒630-0215 生駒市東菜畑 1-316-1 朝日プラザ 502 TEL:0743-75-3403 FAX:0743-74-8518 e-mail:shiohara753@yahoo.co.jp

## 許すな！ 生駒市政のあと戻り！

山下市長が就任して4年。間もなく改選を迎えます。

この間、山下市長は、将来にわたって安定した市民福祉サービスを維持するための財源を確保するため、職員定数の削減、補助金の見直し、入札制度改革などの行財政改革に取り組んできました。

ところが、いまだに議会は、過度なまでに各種団体の権益を守ろうと必死です。

今ここで改革の ともしび 灯 を消してしまえば、元の黙阿弥です。政治は市民全体のために行われるべきです。一部にとっての「古き良き時代」に後戻りさせることを許してはなりません。

## 医師会の利益と市民の命、どっちが大事？

～病院関連議案を否決！～

12月議会に生駒市立病院の指定管理者認定議案が提出されました。

全国公募の結果、運営主体として唯一名乗りをあげた徳洲会を指定管理者に認定しなければ、県が配分決定した210床の生駒市立病院を開設することは事実上不可能です。

しかし、両議案とも反対多数で否決。否決理由は、「市は **医師会** との良好な関係を築けていない。」「 **医師会** は地域医療の構築に必要。」とのこと。（議決結果は次ページに掲載。）

医師会と良好な関係を築くに越したことはありませんが、2年前、それまで新病院の建設を強く市に要望しておきながら、徳洲会が運営主体に内定したとたんに「既存の病院を活用すべし」と態度を豹変させ、市に「白紙に戻さないと話し合いに応じない」と、一方的にこれまでの協議を無にし、関係を悪化させたのは医師会です。

### 本当に医師会の協力がないと地域医療が構築できないか？

医師会が協力してくれなくても、一つひとつの医療機関までが、目の前に入院や手術を必要としている患者がいながら、「徳洲会だから」と紹介しないということは人道的に考えられません。

開院当初は医師会の強い反対にあっても、次第に地元の患者や医師、医療機関の信頼を得て、今ではすっかり地域に根付いている宇治徳洲会病院の例もあります。

今、生駒市を含む奈良県では「他の患者を処置中」という理由で、救急患者が輪番病院に収容してもらえない事例が相次いでいます。医師会との関係を主張するだけで具体策を示さない議会では市民の命は守れません。



# 医師会のゴネ得を許したままの条例でいい？

…「生駒市病院事業設置条例」の改正を求める請願書は不採択…

今年6月に制定された「生駒市病院事業の設置等に関する条例」には、「病院事業推進委員会」の「委員には、奈良県医師会、生駒地区医師会及び生駒市医師会をそれぞれ代表する者を含む」という条項があるため、3医師会のどの委員が欠けても委員会が成立しなくなるという重大な欠陥があるとして、条例の改正を求める請願書が市民から出され、私も紹介議員の一人に名前を連ねました。

実際、この条項があるために、3医師会代表委員がたびたび辞任し、その都度、委員会審議が中断しています。(右図参照)

市民福祉委員会(矢奥委員長)では、「推進委員会の運営に問題があった。事態を收拾できなかった市に問題があり、改正の必要はない。」という反対意見が出されましたが、市はあくまで事務局で、運営は委員会にゆだねられています。むしろ、市の事態收拾の努力にかかわらず、運営できなくなる条例にこそ問題があるのではないのでしょうか。

また、ここでも「医師会は地域医療の構築に必要なだから委員から外せない。」との意見が。請願者は委員の構成を変えることを求めているのではなく、特定の委員の思惑で委員会成立を左右できる現行制度の欠陥を是正することが目的だったのですが、議会の多数の理解を得られず、請願は不採択になりました。(採択の賛否は以下の通り)

- ①前ページ「指定管理者認定議案」
- ②「病院事業設置条例」の改正を求める請願書
- ③4ページ「和解について」の議決結果

いずれも以下の通り。(敬称略・中谷議長(翔)は採決に加わらず)

賛成	井上 <sup>清</sup> ・有村・角田・伊木・塩見(市民派クラブ) 宮内・上原・浜田(日本共産党)
反対	稲田・中野(翔) 山田・西口・井上 <sup>亮</sup> (凜風)
対	矢奥・下村・八田(生駒市議会公明党) 福中・小笹・谷村・中浦(民主・草創) 酒井・白本・樋口(無会派)

あきれた!

## 病院事業推進委員会の医師会委員辞任劇

6月議会 「生駒市病院事業の設置等に関する条例」制定。

10月10日 第1回病院事業推進委員会

10月21日 第2回病院事業推進委員会。  
奈良県医師会代表の大澤委員が多数決による議事進行が不満として退席。  
後日辞表を提出。

審議  
中断

11月2日 山下市長が塩見俊次奈良県医師会会長と面談。委員会の議事進行において、多数決となる場合は、両論併記するなどを市が委員会に要望する等の確認書を交わし、県医師会から新たな委員の選出を依頼。

11月6日 臨時会で県医師会代表委員大澤氏を再度選任。

11月7日 第3回病院事業推進委員会。  
長瀬委員長が公務の準備で欠席。生駒市医師会代表の委員有山副委員長が委員長代行。

11月17日 第4回病院事業推進委員会。  
長瀬委員長が公務のため欠席。前日に委員長代行を承諾した生駒医師会代表有山副委員長が当日午後に欠席連絡。開会直前に県医師会代表大澤委員と地区医師会代表松井委員も欠席連絡。過半数の出席があるので委員会は成立。

11月19日 生駒市医師会代表有山副委員長と地区医師会代表松井委員が辞表を提出。

12月2日 実質審議は終了しているとして、市は県に病院開設許可申請の事前協議書を県に提出。

審議  
中断

# 事務の簡素化と連動させた職員数の削減を！

## 障がい者の「チャレンジ雇用」の促進を！

長引く不況で、フリーターや派遣労働者等、非正規雇用の労働者の割合が増えています。

生駒市は、行政改革アクションプランのもと、職員数の削減を着実に進めてきました。また、このたび、生駒市行政改革推進委員会から、平成 26 年までにさらに 100 人の正規職員の削減すべきとの提言を受けました。

しかし、市の事業の民営化や外部委託が進まないまま、職員数の削減だけを先行させると、臨時職員という期限付きの不安定な雇用を行政自らが作り出すことになりかねません。

今回は「雇用」をテーマに、臨時職員の雇用のありかたと、やはり社会情勢の悪化で一層厳しさを増す障がい者の雇用についての市の考えを問いました。

**塩見：**本市の臨時職員比率は 30%。市の業務は臨時職員なしに回っていないのが現状。臨時職員の雇用の根拠法は？

**安井市長公室長：**地方公務員法第 22 条第 5 項。



**塩見：**この規定によれば、臨時職員の任用は 6 カ月を超えず、更新は 1 回限り。しかし、事務職の臨時職員はそのあと、1 カ月の事務精査期間を設けて再度雇用されているケースがあり、その仕事の必要性は恒常化しているといえる。正規職員の削減にあたっては業務の外部委託や組織改正等の年次計画を立てる必要がないか？

**安井市長公室長：**その通り、事務量を設定したうえで削減することが重要と考える。

**塩見：**業務委託や臨時職員の雇用で、人件費は削減できるが物件費が上がる。計画にあたっては本当の意味での行財政改革になっているかチェックできるよう、人件費と物件費を合わせて示していただきたい。

**塩見：**臨時職員も正規職員になるためには公平に公務員試験を受けなければならないが、採用年齢を引き上げて、「超就職氷河期」に新卒であった現在 32 歳以下世代にも「再チャレンジ」の機会を付与してはどうか？

**安井市長公室長：**必要かどうか今後考えたい。

**塩見：**これからの生駒市が求める公務員像とはどのような人材か？

**安井市長公室長：**生駒を愛し、熱意と意欲があり、全体の奉仕者として高い倫理と使命感を持ち、市民目線に立ち考え行動できる人物。

**塩見：**そのような人材獲得のための採用試験時の工夫は？

**安井市長公室長：**今年度採用から面接を重視し、集団討論も取り入れている。

**塩見：**市は法定雇用率(2.1%)を上回る 3.1%の障がい者を雇用していることは評価できるが、今後も積極的に採用していくことを考えているか？

**安井市長公室長：**さらに率先して雇用を促進したい。

**塩見：**障がい者を、まず各自治体の非常勤職員として雇用し、そこでの業務経験を踏まえて一般企業等へ就職することを目指す「チャレンジ雇用」を取り入れることを考えていただきたい。

# 山下市長に賠償を負わせるため、和解拒否？

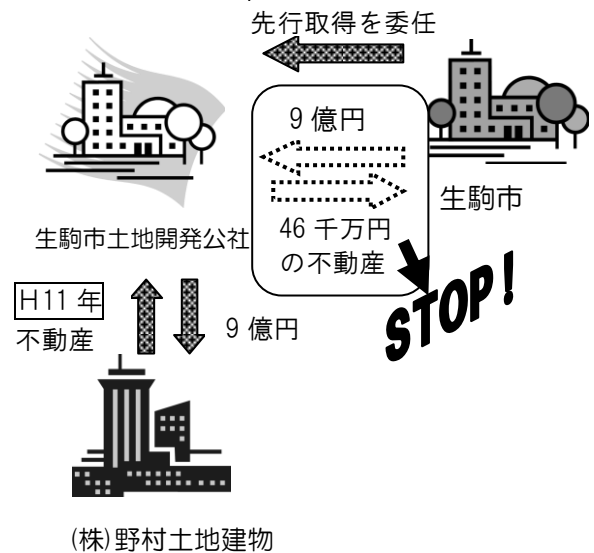
## 東生駒会社寮跡地に係る住民訴訟の和解を否決！

平成 19 年 7 月に市が提訴された東生駒 2 丁目の会社寮跡地に係る住民訴訟（下図参照）について、12 月 4 日に奈良地方裁判所から和解を勧告されたことを受け、市は和解の同意を議会に求めましたが、賛成少数で否決。（議決結果は 2 ページ参照）裁判は継続、判決を仰ぐことになりました。

### \*\*\*会社寮跡地に係る住民訴訟\*\*\*

生駒市が中本前市長時代の平成 11 年、東コミュニティ施設建設用地にと、生駒市土地開発公社\*に会社寮跡地の先行取得を委任し、公社は野村土地建物から 9 億円で取得。しかし、その後不動産価額が約 4 億 6 千万円まで下落。市が公社から 9 億円で再取得すると、市民に差額の約 4 億 4 千万円の損害を生じさせるとして、住民が市に不動産を取得しないよう求めていたものです。

\*土地開発公社＝地方公共団体が不動産を取得するには議決が必要ですが、議決を待つ間に不動産価額が上がってしまう、他に取得されてしまうなどの問題に対処し、公有地の拡大のために設立された地方公共団体が 1/2 以上出資する第 3 セクター。



和解勧告は、市が不動産を取得するのは地方自治法第 2 条 14 項\*<sup>1</sup>等の趣旨に照らし合わせて望ましくなく、訴訟が続く限り不動産の利用が妨げられ、市や市民にとって好ましくないとの裁判所の判断によるもので、市が公社と委任契約を合意解除し、公社は市以外の第 3 者に不動産を売却することが和解条項に盛り込まれています。

\* 1 地方自治法第 2 条 14 項「地方自治体は…最小の経費で最大の効果を上げるようにしなければならない。」

しかし、議会では「『東生駒会社寮跡地利用検討懇話会』の提言\*<sup>2</sup>と異なる、と売却計画の中止を求める要望書\*<sup>3</sup>が議会に出されている。」「山下市長が（損害賠償責任を負わなくて済むよう）保身のために和解に持っていこうとしている。」などの反対意見が出ました。

\* 2 生駒市が平成 18 年度に地元商店街、自治会、PTA 代表や公募市民らからなる「懇話会」を設置し、跡地は売却せずに子育てや高齢者福祉などのスペースとして有効活用し、2 年をめどに整備計画を策定する、等の提言をうけました。

\* 3 12 月 9 日、東地区連合会長、副会長 2 名、元「懇話会」会長の 4 名の連名で議会に要望書が出ました。しかし、その後の調べで、要望は地元自治会員や「懇話会」委員の総意ではないことがわかっています。

「懇話会」の提言は尊重すべきですが、「懇話会」はこのような訴訟になると想定せずに進められていたこと、また、市は今回の和解勧告を受け、多少落札価格が低くても「懇話会」の提言に沿った事業を展開する第 3 者に売却すると述べていること、裁判を継続すると不動産の早期活用という「懇話会」提言に外れることから、和解は、法に抵触せず「懇話会」の提言を最大限に生かせる最善の方法と考え、塩見は賛成討論を行いました。

それにしても、「市長が損害賠償責任を負う」というのは「市（市民）に損害を与えた」と同義で、自治体の長が、賠償責任を負わない（＝市に損害を与えない）のは当然です。市長の「保身（?）」を非難した反対意見は、市民に損害を与えてもいいといっているようなものです。